

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	東松山市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、賦課資料を収集し、賦課決定を行う。関連して税額の更正、減免等の処理、各種申告書・届出書の受理、各種証明書の発行を行う。</p> <p>本業務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)個人住民税賦課に関する事務 2)個人住民税の納税の通知に関する事務 3)個人住民税の非課税、減免に関する事務 4)個人住民税の調定に関する事務 5)個人住民税に係る申告書・届出書等に関する事務 6)個人住民税に係る証明書の発行に関する事務 7)個人住民税に係る帳票の作成に関する事務
③システムの名称	市県民税システム、申告受付システム、統合宛名システム、国税連携システム、年金特徴システム、電子申告システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
市県民税ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の照会根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第20条 <p>(特定個人情報の提供根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・別表第二主務省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、27、28、31、31-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、39-2、40、43、43-3、43-4、44、44-5、45、47、49、49-2、51、53、54、55、58、59、59-2-2、59-2-3、59-3、59-4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-24-6123 e-mail:somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東松山市 課税課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX:0493-23-2238 e-mail:HMY011@city.higashimatsuyama.lg.jp
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月28日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月28日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
〔 基礎項目評価書及び重点項目評価書 〕			<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			〔 ○ 〕委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			〔 ○ 〕提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			〔 〕接続しない(入手) 〔 〕接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
8. 監査			
実施の有無	〔 ○ 〕 自己点検	〔 ○ 〕 内部監査	〔 〕 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	〔 特に力を入れて行っている 〕		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	事務の概要	関連して税額の更生、	関連して税額の更正、	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成28年4月7日	部署	政策財政部	総務部	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成29年4月3日	担当部署 所属長	課税課長	総務部副参事兼課税課長	事後	人事異動(昇格)に伴うもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成29年4月3日	法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 85-2	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成30年8月3日	システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成30年8月3日	法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 38	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成30年8月3日	法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 117 120	番号法第19条第7号 別表第二 117→削除 120→119	事後	項目の削除によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成30年8月3日	法令上の根拠		別表第二主務省令 22-3、22-4、24、24-2、24-3、26-3、31-2、31-3、43-3、43-4、44-2、49-2、59-2、59-3	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成30年8月3日	担当部署 所属長	総務部副参事兼課税課長 田嶋 靖洋	総務部課税課 大野 孝	事後	人事異動(昇格)に伴うもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成31年1月28日	II しきい値判断 1 対象人数(時点)	平成27年2月3日 時点	平成31年4月28日 時点	事後	時点の修正
平成31年1月28日	II しきい値判断 2 取扱者(時点)	平成27年2月3日 時点	平成31年4月28日 時点	事後	時点の修正
平成31年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	総務部課税課長 大野 孝	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月28日	IVリスク対策		新様式へ変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年10月31日	法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 20	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和1年10月31日	法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 53	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和1年10月31日	法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 119	番号法第19条第7号 別表第二 117、120	事後	項目の追加、項目ずれによるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和1年10月31日	重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和2年6月17日	重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去1年以内において重大事故が発生しなかったため。
令和2年6月17日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	過去1年以内において重大事故が発生しなかったため。
令和3年6月4日	法令上の根拠		別表第二主務省令 14、27	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和3年6月4日	法令上の根拠	別表第二主務省令 50 59-2	別表第二主務省令 50→削除 59-2→59-2-2、59-2-3	事後	項目の削除、項目ずれによるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和3年9月1日	法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二 30	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和4年6月7日	法令上の根拠		番号法第19条第8号 别表第二 121	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和4年6月7日	法令上の根拠		別表第二主務省令 39-2、59-4	事後	項目の追加によるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
令和4年6月7日	法令上の根拠	別表第二主務省令 44-2	別表第二主務省令 44-5	事後	項目の項目ずれによるもので、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。